

# 第103回安来市議会定例会 3月定例会議 地域振興委員長報告

令和7年3月24日

去る3月3日に開議された本会議において、本委員会に付託されました議案について、11日と12日で地域振興委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果と経過について報告します。

まず審査結果については、議第36号、議第44号、議第46号、議第50号、議第51号の議決案件5件につきまして、いずれも全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、主な審査の経過について報告いたします。

「議第36号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について」、委員より『原則全ての建築物において「省エネ基準」への適合が義務付けられる』とのことだが、この例外にあたるのはどういう場合か。」との質問に対し、執行部からは「例えば、屋外の車庫など、省エネに影響しないような建物が例外にあたる。」と答弁がありました。

「議第46号 安来市水道法施行条例の一部を改正する条例制定について」、委員より「今回の資格要件の緩和によって、安来市の職員の中で監督者になれる人がどの程度増える見込みか。それによって市に対してどのような影響があるのか。」との質問に対し、執行部からは「今年度の時点では4人いるが、人事異動等の影響を除くと8人に増える見込みとなっている。1つの工事について主担当と副担当2名の監督者を設置して業務にあたっているため、担当職員1人あたりの負担を減らすことができ、よりスムーズに事業を進められるようになる。」と答弁がありました。

「議第44号」、「議第50号」、「議第51号」について、委員からは数件の確認がありましたが、審査に影響する内容ではありませんでした。

以上、地域振興委員長報告といたします。